

札幌医科大学内部質保証方針

札幌医科大学は、内部質保証を推進するため、以下の通り方針を定める。

1. 目的

本学の理念・目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動をはじめとする大学の諸活動（以下「大学の諸活動」）について、点検・評価を行い、その結果を改善に繋げる PDCA サイクルを恒常的、継続的に実施し、大学の諸活動の質の保証及び向上を図る。

2. 対象

自己点検・評価の対象は、教育、研究、診療、組織運営等の大学の諸活動全般とし、評価の単位は、学部、研究科、専攻科、附属病院、事務局、各委員会を基本に、評価の対象に応じて、適切な評価単位を設定する。

3. 全学内部質保証推進組織

札幌医科大学内部質保証推進委員会（以下「推進委員会」という。）を大学全体の内部質保証に責任を負う組織とする。

推進委員会には、中期計画及び年度計画の策定を担う「計画部会」を置くほか、必要に応じて「専門部会」を置くことができる。

（権限・役割）

学内組織が策定した中期計画・年度計画案について、全学的な観点から審議を行い、評価結果及び改善指示を適切に反映しているか検証を行う。

各学部・附属病院、事務局等（以下「学内組織」という。）が実施する自己点検・評価結果について、全学的な観点から審議を行い、評価報告書案として決定するとともに、必要に応じて改善に向けた指示・意見を付す。

4. 学内組織の役割

各学内組織においては、教育、研究、診療、管理運営等の大学の諸活動の質的向上、改善を図るため、PDCA サイクルを恒常的、継続的に実施するものとする。

（計画策定）

中期計画及び年度計画（案）の策定にあたっては、「計画部会」のもと、教員組織（教務委員会、カリキュラム委員会等）の意見を踏まえたうえで、事務局等が実務を行う。

（自己点検・評価）

中期計画・年度計画に係る自己点検・評価については、関係教員の意見を踏まえ、事務局各課が中心となって実施するものとする。

教育活動に係る自己点検・評価については、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、アセスメント・ポリシーに基づき、学部長のもと学部が中心となって実施する。

上記の実施対象部局は、所管する業務について自己点検・評価を実施し、教授会等での審議を経て、推進委員会に評価結果等（年度計画実績報告）を報告する。

推進委員会で決定した評価結果・改善指示を次年度以降の計画に反映するなど、的確に対応する。

（第三者評価）

大学評価（法人評価）は事務局が中心となって実施するものとする。

医学教育分野別評価については、医学部（医学教育分野別評価委員会）が中心となって実施するものとする。

看護学教育分野別評価については、保健医療学部教員（保健医療学部内部質保証推進会議）が中心となって実施するものとする。

5. 手続

実施対象部局は自己点検・評価結果、計画等について、所管する部会に提出する。

各部会は、全学的観点から点検評価を行い、法人としての自己点検・評価報告書案、中期計画・年度計画案等を作成し、推進委員会に報告する。

推進委員会は各部会から提出された自己点検・評価報告書案、中期計画・年度計画案等について審議する。

推進委員会において承認された自己点検・評価報告書案等は、教育研究評議会、経営審議会及び役員会の審議・決定を経て評価機関に提出するとともに、ホームページにおいて公表する。

6. PDCAサイクル周期

全学における自己点検・評価の取りまとめ時期は、法人評価及び認証評価の実施時期や個別の評価項目の状況に応じて決定するものとし、推進委員会において別途定める。

7. システムの検証

システムの有効性や効率性を定期的に確認・検証することとし、3年毎に内部質保証システムの現状の検証、課題の洗い出しを行い、改善・向上に向けた見直しを行う。

上記の見直し内容については、学外有識者も参加する教育研究評議会、経営審議会及び役員会で審議・決定する。

8. 留意事項

自己点検・評価の客観性、妥当性を確保するため、エビデンスを重視した評価を実施するとともに、外部有識者、学生の意見聴取、反映に努めるものとする。

情報収集・分析に関し、必要に応じ、統合IR部門と連携を図る。

PDCAサイクルの実施に伴い、過大なコストや負担が生じないよう、教育分野別評価の項目と年度計画の項目の整合性を図る。

計画的に作業を進めるため、中期計画や外部・第三者評価、カリキュラムの見直しなど主な項目に係るPDCAサイクルの作業時期を明示する。

附 則

この方針は、令和2年10月23日から施行する。